

## 雇用率制度及び納付金制度における短時間労働者の取扱い

## (1) 雇用率制度及び納付金制度の対象障害者

		30時間以上	20～30時間
身体障害者		○	—
	重度	◎	○
知的障害者		○	—
	重度	◎	○
精神障害者		○	△

◎・・・ダブルカウント △・・・0.5人分カウント

※ 精神障害者については、週 15 時間以上の労働者についても、納付金制度に基づく助成金の支給対象となる。

## (2) 実雇用率算定にあたっての取扱い

$$\begin{aligned}
 & \text{雇用する重度以外の身体・知的障害者の常用労働者数} \\
 & + (\text{雇用する重度身体・重度知的障害者の常用労働者数}) \times 2 \\
 & + \text{雇用する重度身体・重度知的障害者の短時間労働者数} \\
 & + \text{雇用する精神障害者の常用労働者数} \\
 & + (\text{雇用する精神障害者である短時間労働者数}) \times 0.5 \\
 \text{実雇用率} = & \frac{\hspace{15em}}{\text{雇用する常用労働者の数}}
 \end{aligned}$$

## (3) 法定雇用率算定にあたっての取扱い

$$\begin{aligned}
 & \text{重度以外の身体・知的障害者の常用労働者数} \\
 & + (\text{重度身体・重度知的障害者の常用労働者数}) \times 2 \\
 & + \text{重度以外の身体・知的障害者の失業者数} \\
 & + (\text{重度身体・重度知的障害者の失業者数}) \times 2 \\
 \text{法定雇用率} = & \frac{\hspace{15em}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}
 \end{aligned}$$